

一般事業主行動計画に基づく
仕事と子育て支援

社会福祉法人小嶋会

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年8月1日～令和5年3月31日まで

2. 内容

目標1： 妊娠中の職員が安心して働けるための妊娠休暇の設置
(有休の特別休暇制度の創設)

<経過>

- 令和元年9月 職員からのニーズを把握し就業規則等の検討開始
- 令和2年2月 制度に関する周知資料作成・配布、会議等による職員周知
- 令和2年3月12日 検診等を対象に妊娠特別休暇5日間(時間単位取得可能)
- 令和2年4月1日 就業規則改正(第41条)
- 令和2年4月1日 契約職員等就業規則改正(第12条)

目標2： 育児短時間勤務の制度の充実
(3歳までという子の対象年齢を拡大)

<経過>

- 令和元年9月 職員からのニーズを把握し就業規則等の検討開始
- 令和2年2月 制度に関する周知資料作成・配布、会議等による職員周知
- 令和2年3月12日 小学校就学前までの子を対象とする
- 令和2年4月1日 育児休業規制改正(第12条)

目標3： 子の看護休暇の制度を拡充する
(対象年齢の拡大や時間単位での取得を認める)

<経過>

- 令和元年9月 職員からのニーズを把握し就業規則等の検討開始
- 令和2年2月 制度に関する周知資料作成・配布、会議等による職員周知
- 令和2年3月12日 満10歳に達する日が属する年度末までへ引き上げ
- 令和2年4月1日 育児休業規則改正(第13条)

<今後>

- 有休制度を検討